

第1回 高砂市未来技術地域実装協議会 次第

日時 令和4年11月25日(金)13時から
場所 高砂市文化保健センター2階多目的室1

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 構成員紹介
・委嘱状交付
- 4 議事
 - (1) 会長、副会長の選出について
 - (2) 高砂市未来技術地域実装協議会規約について
 - (3) 協議会の公開について
 - (4) 未来技術社会実装事業の概要
 - (5) たかさご未来資産を貯めようプロジェクトの概要
 - (6) 今後のスケジュールについて
 - (7) その他
- 5 閉会

高砂市未来技術地域実装協議会規約

(設置)

第1条 市の課題の解決と市民等の心豊かな暮らし及び住みやすいまちづくりの更なる向上並びに未来技術を活用した新しい地方創生の実現を図るため、高砂市未来技術地域実装協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、令和4年度に内閣府から「未来技術社会実装事業」として選定された「たかさご未来資産を貯めようプロジェクト」を実施するに当たり必要な検討及び調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 未来技術を活用し、地域課題を解決する事業(以下「未来技術事業」という。)の社会実証・実装に向けた検討
- (2) 未来技術事業の社会実証・実装の実施及びその結果に関する評価・検証
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員の追加又は変更は、あらかじめ協議会の承認を得るものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が協議会の会議(以下「会議」という。)に出席できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 3 委員は、ウェブ会議システム等を利用して会議に出席することができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、高砂市役所内に置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年11月25日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第6条1項の規定にかかわらず、高砂市長が招集する。

別表(第4条関係)

区分	委員	所属	備考
国	矢崎 剛吉	デジタル庁国民向けサービスグループ参事官	国の現地支援責任者
国	横谷 勉	総務省近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課課長	
国	小牧 兼太郎	総務省地域力創造グループ地域情報化企画室兼マイナポイント施策推進室室長	
国	池本 忠弘	環境省地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室室長補佐	
国	酒井 良文	環境省地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室室長補佐	
国	西尾 優花	環境省地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室環境専門調査員	
県	赤澤 茂	兵庫県情報戦略監	
大学等	畑 正夫	兵庫県立大学地域創造機構教授	
大学等	土川 忠浩	兵庫県立大学環境人間学部教授	
大学等	宮崎 光世	兵庫大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科教授	
商工業	浜谷 和英	高砂商工会議所 議員	
事業者	満田 美智代	三菱重工業株式会社総務部 総務第三グループ長	
事業者	竹内 健吾	株式会社籠谷 企画開発室 部長	
事業者	春下 充代	ありがとうの種農育楽園主宰	
市民団体	松本 克英	高砂市連合自治会会長	
広域自治体	小川 佳宏	東播磨スマートシティ推進協議会会長	兵庫県東播磨県民局長
市	都倉 達殊	高砂市長	